

の日(+)は下水道の日です

下水道に接続するときは

「下水道の日」は、昭和36年、著しく遅れている日本の下水道の全国的な普及(当時の普及率6%)を図る必要があることから、「全国下水道促進デー」として始まりました。

その後平成13年から、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

現在、大口町の下水道普及率は、96・2%です。

下水道普及率は、その地区に住んでいる人の内、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になつたかを示す指標です。

下水道への接続を

下水道を利用する区域内で、まだ接続されていない方は、1日も早い接続をお願いします。お住まいのところが、下水道を利用する区域かどうか不明な場合は、建設課にお問い合わせください。

正しく使いましょう

下水道はどんなものでも流せるわけではありません。下水処理場でおこなっている処理方法は、自然界にいる微生物を利用した生物処理です。この微生物は、たくさんの油や化粧品が流れ込むと死んでしまいます。また、油は下水管の中で固まり、下水管を詰まらせてしまつことがありますので、調理後の揚げ油などは絶対流さないでください。

下水道を知りよう!

下水道について、お子さんも楽しみながら知ることができる、下水道科学館が稻沢市(メタウォーター下水道科学館あいち 稲沢市平和町須ヶ谷長田295-3)と、名古屋市(メタウォータードーム下水道科学館なごや、名古屋市北区名城一丁目3番3号)にあります。どちらも入場無料です。お出かけの際は、新型コロナウイルス感染症に十分注意ください。

下水道への接続申請が必要です

下水道に接続する場合は町に申請が必要です。無断で下水道への接続工事をおこなうと、次のような弊害が生じます。

△町で申請内容(配管や勾配等)の審査や、工事完了検査ができる

まま接続されたため、構造等に問題があると下水の流れが悪くなったり、下水のつまりの原因になります。

△町に下水道接続の情報がないため、下水道使用料が徴収できず、下水道の維持、修繕などの事業経営に支障が生じます。

下水道使用料を改定します

令和5年4月1日から下水道使用料を改定します。

△令和5年3月31日以前から継続して使用されている方

令和5年7月検針分(8回請求分)から改定後の使用料を適用

△令和5年4月1日以降新たに使用される方

問合せ先 建設課 ☎ 95-1-1626

新たに水道を使用する場合も注意ください

下水道に接続された家屋等で、新たな水道の使用や、水道メーターを接続する場合も申請が必要になります。また、別棟を追加接続する場合も同様です。

下水道への接続工事ができるのは排水設備指定工事店のみです

下水道への接続工事は、町が指定する排水設備指定工事店に依頼してください。排水設備指定工事店は、町ホームページで確認ください。

問合せ先 建設課 ☎ 95-1-1626